

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に、就職者本人の事由により退職に至った場合又は就職者本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了に至った場合、当社が受領した手数料より以下の条件にて求人者に返金するものとする。

- | | | |
|---------------------|---|-----------|
| 1日を超えて1ヶ月以内に退職した場合 | ： | 紹介手数料の70% |
| 1ヶ月を超えて3ヶ月以内に退職した場合 | ： | 紹介手数料の50% |

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、本件、返戻制度は、基本契約書又はその他、契約書類により別の定めをする場合があります、詳細・適用については、各求人者との取引において、内容変更する場合がございます。